

25 河第 436 号

25 砂第 174 号

平成 25 年 11 月 11 日

学校法人ロザリオ学園
安全管理部長 中路憲生 様

愛媛県土木部河川港湾局長



加茂川水難事故に関する質問について

平成 25 年 10 月 25 日に提出いただいたご質問について、次のとおり回答いたします。

1 2 級河川に指定されている加茂川の河川管理のパトロールは、常日ごろ、どのように行われていますか？

【回答】

パトロールは、護岸や堤防、水門・樋門等の異常確認を行うため、トリム公園（武丈）下流部は 3 か月に 1 回、その他の区間は年 1 回実施しているほか、河川の不法占用等の違法行為の発見のため、河川監視員による巡回視察をトリム公園（武丈）下流部は週 1 回、その他の区間は適宜実施しています。

2 大雨、その他突然の増水時における警報体制は、どのようにになっていますか？
上記の事故以前とそれ以後の体制については？

【回答】

大雨・洪水警報発令時などにおいては、県内の観測所における雨量や河川水位の状況を把握し、水防警報などを発表するため、水防体制を敷いています。

また、「愛媛県河川等情報システム」により、県内の雨量や河川水位等の情報をインターネット等を通じ一般県民に対し、常時提供しています。

本年 6 月からは、希望者に対しこれらの情報を携帯電話等に直接配信する「えひめ河川メール」のサービスを開始しています。

3 当日午前中の雨量は成就社で 8.5mm でした。石鎚ふれあいの里の職員は「この一帯が晴れていて、あのような増水は今まで誰も見たことがない」と証言し、現場にいた人々は「突然、1 m に及ぶ茶色く濁った大水が流れて来た…」と、

異口同音に証言しています。その増水が、どこから、どのように流れて来たのか、直接の原因について現地調査は行われましたか？行われたのであれば、その調査結果をご教示下さい。

【回答】

事故当日の雨量や河川水位についてデータを確認するとともに、事故の翌週（平成24年7月23日）には事故現場付近の河川を踏査しましたが、直接の原因の特定には至りませんでした。

4 石鎚ふれあいの里から加茂川河川へ通じる通路は別添写真1・2であり、同通路の別添写真3・4は、本年9月中旬の台風18号の大水で右岸堤防の土砂が流された直後及び修復作業中を撮影したものです。これらの写真から判別できる範囲において、2級河川である加茂川河川敷と西条市から石鎚ふれあいの里に委託管理されている敷地との境界はどこでしょうか？

【回答】

現地は、国土調査が未実施であり、加茂川河川敷との官民境界をお示しの写真等で明示することができません。

5 事故後、河川の堤防に注意を呼び掛ける看板（別添写真5）が建てられましたが、事故以前は、どのような措置がとられていましたか？

【回答】

事故以前には、特段の措置は講じていません。

6 現場からおよそ300m 上流の右岸・イノウチ谷に通じる支流、つまり住友共同電力発電所の下側に、「大保木発電所から大水ができる・・・」ことの注意を呼び掛ける「きけん」看板（別添写真6）及び愛媛県・西条市による「土石流危険渓流 加茂川水系イノウチ川・・・」の注意を呼び掛ける看板（別添写真7）が建てられています。

- (1) この看板にある「大水」とは、どれほどの規模で、いつ、どのような時に流れるのですか？
- (2) その看板の1つは、川沿いから30m近く離れた山林の中（別添写真8）にあり、しかも文字が水垢で汚れて見えにくく、その役割が果たせていないようですが、これらの実態を承知されていますか？
- (3) その「きけん・大水」の標示板は、至近距離の支流河口付近や現場事故付近

のどこにもありませんが、それらの場所において、「きけん」の警告を明示した標示板がないのはどうしてですか？

- (4) 更に、「土石流危険渓流 加茂川水系イノウチ川」の表示板は、至近距離の支流河口付近や事故現場付近のどこにもありませんが、それらの場所において、「土石流危険」の警告を明示した標示板がないのはどうしてですか？

【回答】(1)、(2)、(3)

大保木発電所に係る「きけん」看板が設置されていることは、承知していますが、当該看板は、愛媛県が設置したものではありません。したがって、当該看板の設置目的、設置場所の妥当性及び管理状況の是非等について、県は、回答する立場にありません。

【回答】(4)

イノウチ川が、土石流危険渓流であることを氾濫区域内の地域住民に知らせるため、看板を道路沿いの地元了解の得られる場所に設置しているものです。

7 事故現場の右岸堤防の2箇所に、急直下で直接水面の一番深い部分に至るおよそ幅2m、長さ6mの石段（別添写真9）が設けられています。

- (1) およそ50mの間隔で2箇所に造ったこの石段の主目的は何ですか？
(2) このように急直下で直接水面に至る形状の石段は、河川法その他省令、関係施工諸規則で認められたものですか？
認められたものであれば、その条項を示して下さい。

【回答】

石段は、従前から河川へ降りることができたことから、護岸工事の際に階段工を施工したものです。

なお、石段は護岸の一部であり、その構造は、河川法第13条の河川管理施設の構造基準を満たしています。

8 事故現場は平成13年から平成14年にかけて護岸工事が行われたとのことで、このとき河川の形状を著しく変更して長さおよそ50m、幅6mにプール状の泳ぎ場を造った形跡が見られますが、これらのことどうのよう認識されていますか？

【回答】

護岸工事は、渓岸の土砂流出を防止する目的で施工したもので、「プール状の泳ぎ場を造る」ことはあり得ません。

9 上項7、8の施工内容について、愛媛県当局が許可されているのであれば、その当時の施工図面を提示して下さい。

【回答】

護岸工事は、愛媛県が施工したものです。

10 事故以前、県道から現場左岸への通路は、雑木・雑草が生い茂り、通路が確認出来ない状況でした。事故後、左岸の県道堤外地護岸壁面の石段を利用して「逃げ道」(別添写真10・11)が指定され、誘導標示板が設置されましたが、その石段には1mに及ぶ段差や区切り(別添写真12・13)が随所にあり、また一帯には大きな石が点在して段差が激しく、大人でも素早く渡り歩くことは不可能です。

- (1) 現場の形状から見て「逃げ道」として、ふさわしいと思われますか？
- (2) 泳いだり、川遊びすることがある1・2級河川で「逃げ道」という表現は適切ですか？
- (3) 上記7でお尋ねした2箇所の石段と「逃げ道」の目的の違いを説明して下さい。

【回答】

- (1) 河川から県道への通路として利用可能なものと考えています。
- (2) 通路の存在を利用者に認識いただける表現と考えています。
- (3) いずれも、誰もが自由に河川に入り出しができる機能を有している点において違いはありません。

11 再発防止に向けて、現場付近の改修・新規の工事を考えていますか？

【回答】

再発防止のための工事は考えておりません。